

構成		項目	概要、具体例（他自治体の条文）など
前文		前文	-
総則		目的 語句の定義	・「この条例は、子どもたちが健全に育成される環境を整え、彼らの権利の保護と発展、および全ての子どもたちが等しく、安全で豊かな生活を享受することができる社会を実現するための基本的な方針と対策を定めることを目的とする。」 上記のような「目的」を設けることで、条例全体の方向性や基本的な考え方が明確になり、それに基づいた具体的な取り組みや施策を後続の条文で詳細に規定していくことが可能となる。 ・「子ども」「市民」「保護者」「施設」等、条例に用いる語句の説明。
子どもの権利		子どもの4つの権利	こども基本法は「児童の権利に関する条約」の4原則を基に基本理念を規定している。市が制定する条例では、同条約が謳う子どもの4つの権利を明記し、権利保障の観点から、より具体性を持たせるものとする。
取組の主体		自治体の役割 家庭・保護者の役割 学校・施設等の役割 市民・地域の役割 事業者の役割	「市は、子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を総合的に実施するとともに、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者と連携し、子どもにやさしいまちづくりを推進します。」（武蔵野市） 「保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下、必要に応じて町等による支援を活用しつつ、適切な環境において、愛情をもってこどもを養育するよう努めるものとする。」（田原本町） 「育ち学ぶ施設は、こどもの健やかな育ちにとって重要な役割を果たす場であることを認識し、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。 (1) こどもの成長及び発達に程度に応じ、こどもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支え、こどもの意見を尊重し、こどもと共に語り、考える機会を確保すること。 (2) 集団生活を通じ、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、必要な支援を行うこと。 (3) 施設等におけるこどもの安全を確保し、こどもが安心して過ごすことができる場にするるとともに、こどもに関する課題に早期に気づき、必要な支援を行うこと。」（鹿児島市） 「地域住民は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。 (1) こどもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会、歴史及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、こどもの健やかな育ちを支援すること。 (2) 虐待等あらゆる暴力及び犯罪並びに事故から子どもを守るため、安全で安心な地域をつくること。 (3) 地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供すること。」（奈良市） 「事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力及び責任を意識して、こどもの健やかな成長を支援する活動を行い、こどもへの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。 2 事業者は、雇用する労働者がこどもに接する時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立を可能にすることができるよう、雇用環境の整備及び当該労働者が仕事と生活の調和について考える機会の提供に努めるものとする。」（明石市）
取組の内容		子育て・養育支援 育ち・学ぶ環境整備 子どもの安心・安全 子どもの意見表明・参加 いじめ対応 虐待の防止 相談・救済 子どもの居場所 普及・啓発	「市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。 2 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努めるものとする。」（奈良市） 「市は、育ち学ぶ施設における子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援を行います。 2 市は、育ち学ぶ施設の関係者が専門性を高めるための研修と研究に自主的に取り組むことができるよう、必要な支援に努めます。 3 市は、育ち学ぶ施設の関係者が働きやすい環境を整えることができるよう、必要な支援を行います。」（武蔵野市） 「市は、子どもを犯罪、事故その他の危害から守るため、市民と協力して子どもの安全の確保に必要な施策を推進します。 2 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが安全に活動を行うことができるよう、環境の整備を行います。 3 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに関する事件または事故が発生した場合は、ただちに子どもの命を守り、安全を確保するための対応を取るとともに、原因の究明と再発の防止に取り組めます。」（武蔵野市）

構成	項目	概要、具体例（他自治体の条文）など
		「子どもは、自由に自分の意見を表明することができます。 2 子どもは、意見を表明したことによる不利益を受けません。 3 子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切に、尊重します。 4 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが意見を表明しやすい環境の整備に努めます。 5 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、年齢、発達などの理由によって、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁するよう努めます。 6 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに関係のあることを決めるときは子どもの意見を聴き、その意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先されるよう考慮します。 7 市は、子どもの意見の表明が促進されるよう、子どもの意見の表明を支援する人材の育成に努めます。」（武蔵野市） 「いじめは、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。 2 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、互いに連携していじめの防止等に取り組みます。 3 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対するいじめがあった場合、ただちにいじめをとめ、被害にあった子どもを守るとともに、いじめをした子どもに対しても必要な支援を行います。」（武蔵野市） 「子どもに対する暴力、虐待および体罰は、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。 2 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが暴力、虐待および体罰を受けることなく、安心して暮らすことができるよう、必要な環境の整備に努めます。 3 市は、子どもに対する暴力、虐待および体罰の防止のため、市民と育ち学ぶ施設の関係者に対し、必要な啓発に努めます。 4 市は、暴力、虐待または体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に支援するため、児童相談所をはじめとした関係機関と協力し、必要な取組を行います。」（武蔵野市） 「市は、子どもが身近な場所での関係づくりを通じて困りごと、不安に感じることなどを気軽に話すことができるよう、多様な相談の場づくりを推進します。 2 市は、子どもから直接、相談を受けることのできる窓口を設けます。 3 育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設で子どもが安心して相談できる体制の整備に努めます。 4 市は、子どもからの相談を受けた者が必要に応じて子どもを適切な支援につなぐことができるよう、多様な相談の場と関係機関との連携体制の整備に努めます。 5 市は、暴力、虐待、体罰、いじめなどを受けている子どもが安心して相談することができるよう、適切な相談手段の整備、子どもへの子どもの権利の学習の推進および虐待などに気づくことができる支援者の育成に努めます。 6 子どもからの相談を受けた者は、その相談に関する秘密を守らなければなりません。」（武蔵野市） 「市は、子どもが自分らしく居られる多様な居場所づくりを推進します。 2 市と市民は、家庭、育ち学ぶ施設その他多様な地域活動の場が子どもの安心できる居場所となるよう努めます。 3 市は、子どもが休息を必要とする場合に育ち学ぶ施設の活動その他の活動などを休み、多様な居場所で過ごすことについて、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者の理解が得られるよう、必要な啓発に努めます。」（武蔵野市） 「市は、この条例について、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。」（奈良市）
推進の仕組み	計画の策定 推進体制の整備 評価・検証	「市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。 2 市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。 3 この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況について、奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号）第1条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）において定期的に検証するものとする。 4 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。（奈良市） 「市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。」（奈良市）